

# 愛知県立豊田東高等学校 いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たるものとする。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいくようにする。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図る。

### ○いじめに対する認識

#### (1) いじめについての基本的な認識（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとし、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ防止対策推進法」設置の目的（第一条より）

「いじめ」は、

- ① 教育を受ける権利を侵害する。
- ② 心身の健全な成長と人格形成に重大な影響を及ぼす。
- ③ 生命または身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

とし、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を推進することとしている。

#### ・「いじめ」の定義（第二条より）

この法律においていじめとは生徒に対し当該生徒等が在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 学校のいじめに対する基本姿勢（第三条より）

いじめ防止等の対策はいじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

### ○いじめに対する基本的な方針

いじめの防止等の対策は全ての生徒がいじめを行わず、および他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身におよぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

## ○いじめの防止等の対策

### (1) いじめ予防について

いじめを受けた生徒の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

本校においては、いじめの根絶をするために学校の教育活動のあらゆる場所、時間を問わず、その「予防」に重点を置き、全ての教職員がこれに関わり、その指導にあたるものとする。

いじめられた生徒の立場に立ち、いじめられた生徒を守り通すという考えは文部科学省の施策の原点である。生徒の「尊厳」の保持は、究極の目的と考えるべきである。

「学校の内外を問わず」は学習塾やスポーツクラブ、インターネットなどあらゆる場も対象とする。これは、いじめられた生徒からすればもっともなことである。

### (2) 育てたい生徒の力や教師の役割

教育の場におけるいじめ予防の第一は「いじめについて生徒自身が理解を深める」ことであり、上記の法律の条文は生徒にも理解させる必要がある。

ただし、いじめの心理や残酷さを理解し、いじめは本当にいけないことだと生徒が心から納得するためには、個々の生徒の発達段階に応じた計画的な指導が必要である。学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や生徒指導の充実も求められる。また、各教科で進めている言語活動の充実を通じた「思考力」「判断力」「表現力」の育成も大いに関係する。そこからいじめをしない意思を育て、いじめをあおったり、見て見ぬふりをしたりすることを無くし、正義と勇気に目覚めさせることが肝要である。これにより教職員は常に生徒にいじめについて考えさせ、働きかけることができるようにつとめ、声かけや目配り、気配りが求められる。

また学校教育の目的でもある生徒の「人格の完成」を目指すことに力を注ぎ、教師自らが保護者、生徒、地域から信頼されるための努力をし、「いじめ」の予防や根絶に向けてその責任を果たすようにする。

## II いじめ防止対策組織について

いじめの些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないように、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

#### ア 委員会のメンバー

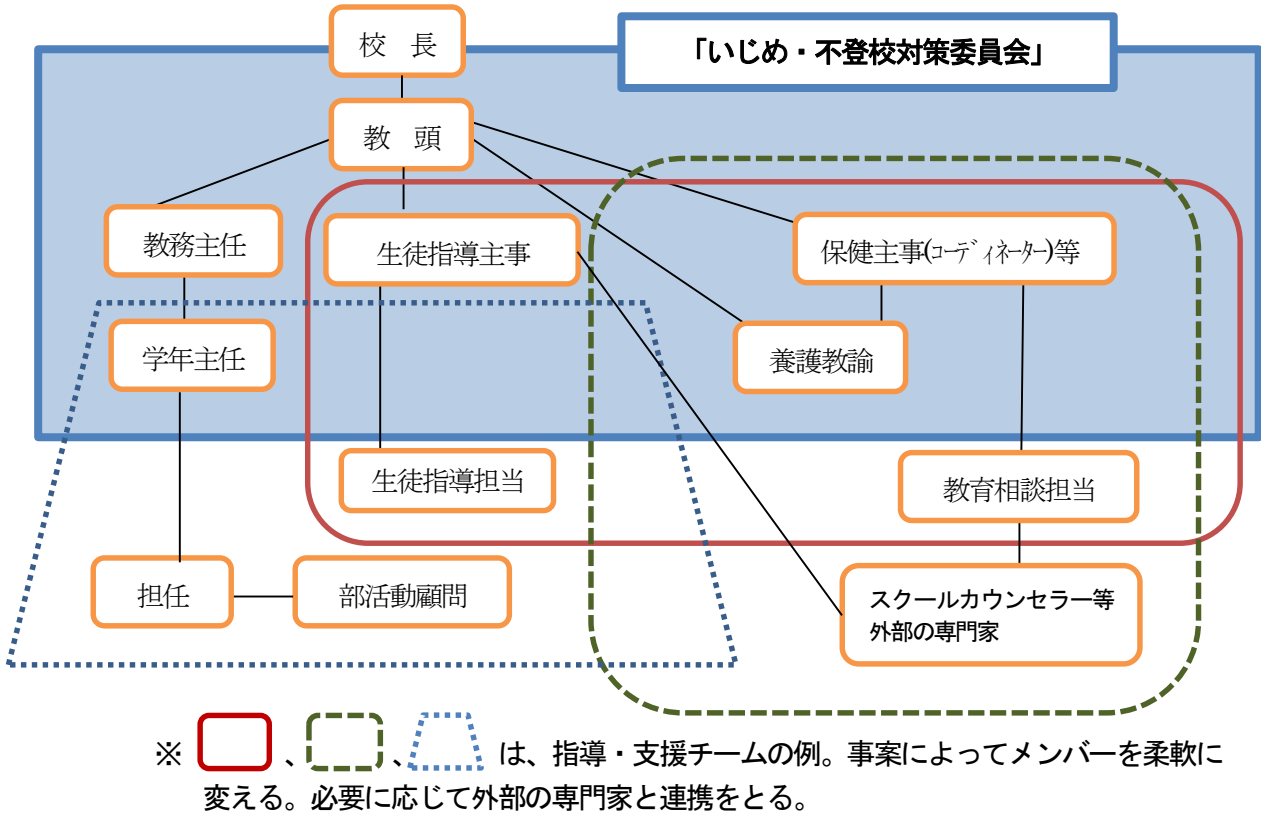
校長、教頭、生徒指導主事（主管）、教務主任、保健主事（特別支援コーディネーター）、学年主任、養護教諭、（教育相談係、該当担任）

（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

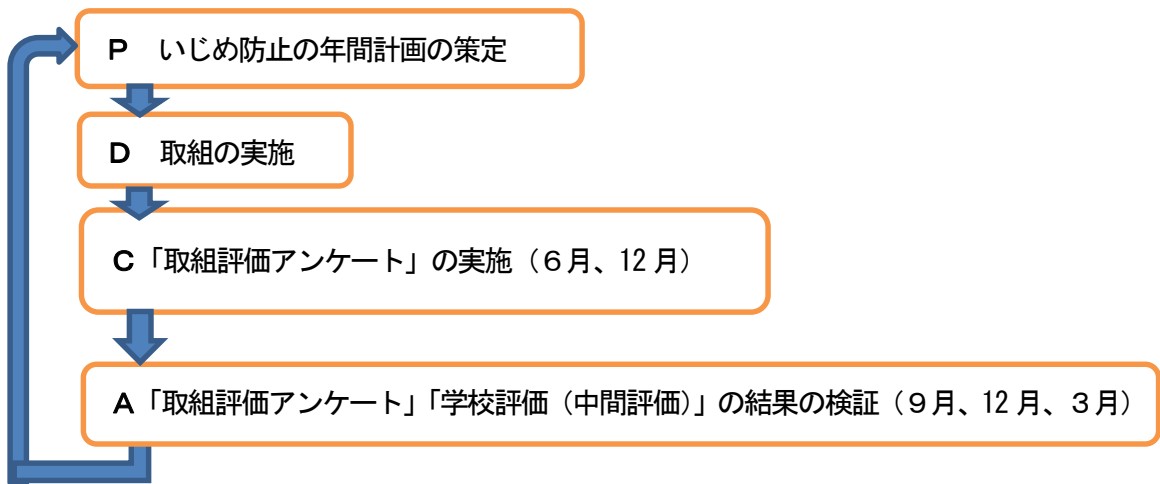
#### イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等  
ア 取組の検証（PDCAサイクル）



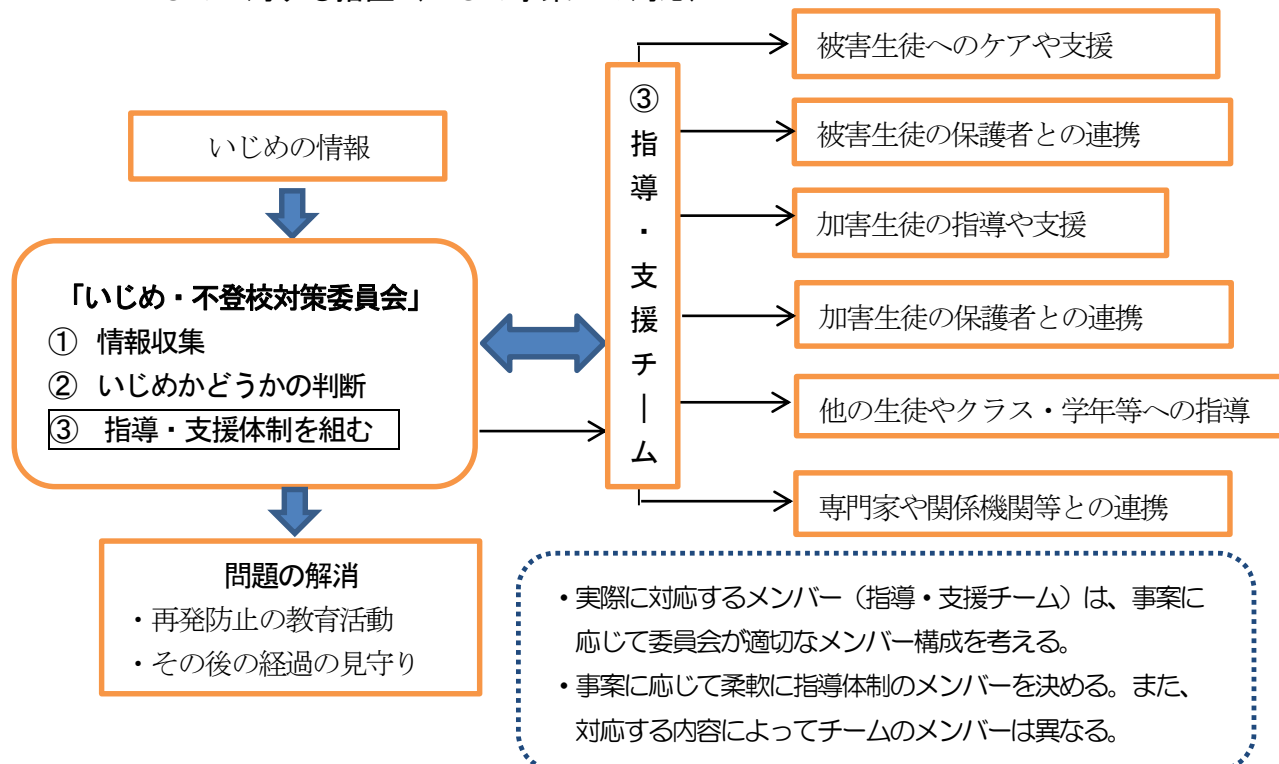
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施するようにつとめる。

## ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



## オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

学校の設置者またはその設置する学校は、次に掲げる場合にはその事態（以下重大事態という）に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者またはその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

### 1 重大事例とは「いじめ防止対策推進法」（第28条より）【抜粋】

① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

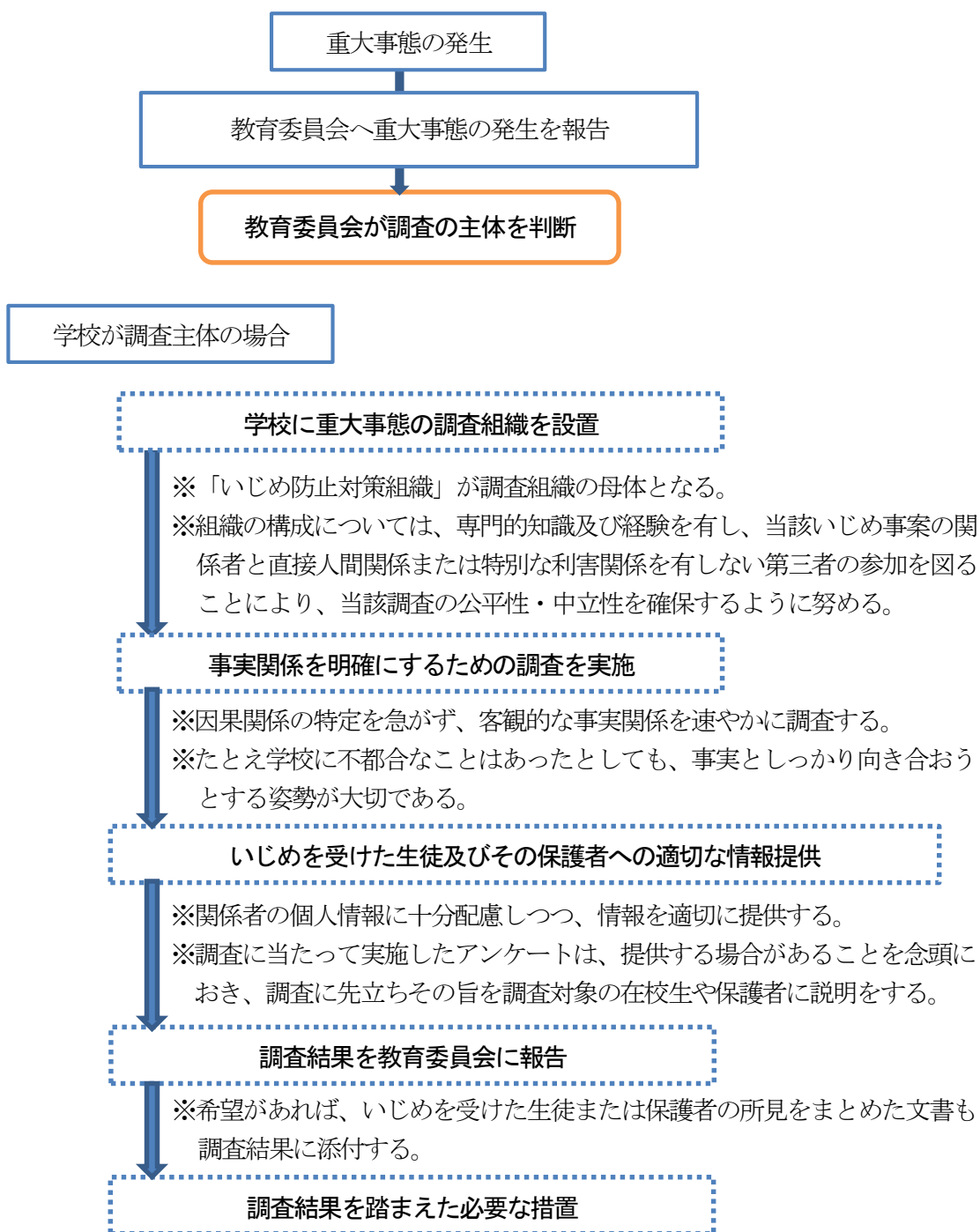
② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者またはその設置する学校は、前項の組織による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等およびその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（以下省略）

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



ポイント

**重大事態の調査を学校が行う場合は、「いじめ防止対策組織」を母体としつつ、事案に応じ、適切な専門家を加えるなどして対応する。**

### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的なアンケート調査の実施や教育相談の充実を図る。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

#### (取組の年間計画案)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○相談室や意見ポストやSC(スクールカウンセラー)利用の周知【全学年】 ⑩ ○面接週間【全学年】⑩ ○人間関係づくり→【1学年】⑩	○生徒の遅刻や欠席数を正確に把握し、それらが連続した生徒に面談をする。【全学年】 ⑩ ○身だしなみに注意 ○出欠席に注意	担任からの事例報告に応じて深刻であれば、組織的に対応する。⑩ 軽微な悩み等→スクールカウンセラーを活用する。⑩	【1学年】 ⑩⑩入学時に相談窓口を設け、個別に保護者の相談を受ける。
5月	クラスにおけるグループ活動の機会に仲間はずれや孤立がないように注意をする。(総合的な学習の時間や産業社会と人間)⑩ ○防犯教室⑩	○連休中の生徒の行動に注意 【全学年】⑩⑩⑩ ○体力テスト、企業キャンパス見学他⑩	○現職研修① 「いじめ防止対策推進法」について⑩	○PTA常任委員会⑩ ○PTA総会 学年懇談会⑩ ○公開授業⑩ ○PTA合同登下校指導⑩

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
6月	○授業研修週間【全学年】(教)(科)	学校行事の中でクラスの間関係の様子を観察する【全職員】 学校祭他 (学)	○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施	○PTA役員会 常任委員会(生)
7月	○薬物乱用防止講話【全学年】(生)	夏季休業中の生徒の動きに注意(部活動・学習会)など(特)(学)(進)		保護者会 【全学年】
8月	○インターンシップ、高大連携講座の実施 (進)	出校日欠席の生徒の連絡を徹底し理由を明らかにする。【全学年】		地域祭り、花火大会などで巡回(生)
9月	○面接週間【全学年】(学)	○「休業中アンケート(いじめアンケート)」の実施【全学年】(生)(保)(学)	○アンケート→検証	
10月				
11月			○現職研修②(ケーススタディ)報告等	
12月	○人権講話【全学年】(生) ○情報モラル講話【全学年】(生)(終業式)		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証(委)	○PTA合同登下校指導 保護者会 【全学年】
1月		○「休業中の(いじめアンケート)」の実施【全学年】(生)(保)(学)		安全衛生委員会(保)
2月			○自己評価	
3月	○情報モラル講話【新入生オリエンテーション】(生)		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し(委)	○学校関係者評価委員会 で「自己評価」の評価を行う。

(教)…教務部 (生)…生徒指導部 (保)…保健部 (特)…特別活動部 (進)…進路指導部  
(学)…学年会 (科)…教科会 (研)…研修図書部 (委)…対策委員会

いじめの予防対策については、年間を通じて学校組織として取り組むだけでなく、保護者や地域との連携が肝要である。その対策と指導等については、各学年、分掌等で生徒個々のケースや実態について報告・連絡・相談し早期発見・早期解決に向け校務にあたるものとする。またインターネットがいじめの温床とならないようあらゆる機会に携帯電話、インターネットの使用モラルや道徳教育を施すことを通常指導とする。